

基本手当 失業したときの給付

- 1 雇用保険のイメージは失業保険というものかもしれませんが。雇用保険の被保険者が定年を迎えたり、会社が倒産したときなどに支給されるのが基本手当です
- 2 定年の場合と会社の倒産などの場合では、給付を受ける日数や条件に差があります。後者の場合、失業する前1年間で、被保険者期間が6か月以上あれば給付対象です
- 3 給付を受ける場合、利殖の理由にかかわらず7日の待機期間があります。自己都合退職などの場合は、さらに、3か月の給付制限を受けることになります

基本手当

雇用保険の基本手当とは、いわゆる、“失業保険”のことです。離職したときに、公的年金である雇用保険から、最大で360日分の給付を受けることができます。

支給額は、年齢や受け取っていた賃金の額によって異なります。支給額の上限は、2015年8月現在、1日当たり7,810円になっています。30日分として換算すると234,300円になります。

受給資格

基本手当を受けるには、雇用保険に加入していることが必要です。つまり、雇用保険の被保険者であることが条件です。

名前のおり雇用保険は、雇用者のための保険ですから、会社の経営者は加入することはできません。ただし、従業員兼任の場合（取締役事業部長など）の場合には被保険者になることができます。

そして、被保険者であった期間が、離職の前2年間で、通算して1年以上ある必要があります。ただし、企業の倒産などの場合には、離職の前1年間で、6か月以上被保険者であれば受給できます。

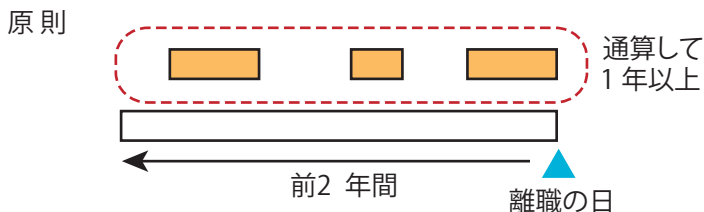


待機期間と給付制限

雇用保険には7日間の待機期間があります。離職の理由にかかわらず、離職票をハローワークに提出した日から7日間は給付を受けることができません。

また、自己都合で退職した場合には、待機期間終了後、3か月の給付制限があります。給付制限を受けている期間は、基本手当を受給することはできないのです。

雇用保険の基本手当の受給資格



例外

- 特定受給資格者 倒産、解雇等の離職
- 特定理由離職者 期間契約が終了

ライフプランに関する相談はお気軽に

Barms
Corporation Co., Ltd.

発行元: バームスコーポレーション(有)

神奈川県川崎市宮前区土橋2-2-2-301

tel (044) 854-8480 fax (044) 856-7268

✉ pinfo@barms.jp 🌐 <http://www.barms.jp>